平成２２年（フ）第９７２２号
東京都豊島区長崎３丁目１―17―202、住民票上の住所新潟県新潟市東区月見町１―61
債務者　藤塚　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８９０号
東京都板橋区大原町16―８　アンビシャスコートＡ101
債務者　中野　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４１４７号
東京都中央区日本橋浜町２丁目47―６―501
債務者　中島純美江（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３２２号
東京都中野区中野３丁目35―２―301
債務者　井坪　三和
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２００号
東京都東大和市清原３丁目１番地22―306号
債務者　赤城美代子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５２１号
相模原市中央区星が丘２丁目13番３号　星ヶ丘マンション102
債務者　深井　隆一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４７号
島根県浜田市松原町286番地５、住民票上の住所島根県浜田市松原町292番地２
債務者　勝田　裕子（旧姓城谷）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第５５号
島根県浜田市国分町112番地１　シーサイドコンドミニアム２号
債務者　田中　　良
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４号
島根県江津市敬川町1125番地
破産者　千代延徹三
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１０２６７号
東京都港区東新橋１丁目10―１―3707
破産者　ワシントン　マディソン　ロナルド　マーティン
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２５号
青森市大字諏訪沢字桜川100番地５
破産者　株式会社あるてす
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５３号
茨城県つくば市若栗908番地
破産者　有限会社西村ファーム
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
東京都文京区本駒込６丁目20番２号
破産者　株式会社ドリームパワー
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９５３号
埼玉県越谷市花田６丁目７―６　エヴァグラシアスＢ―101
破産者　内田　大五
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５１号
横浜市泉区和泉町4058番地６、商業登記簿上の本店所在地横浜市泉区中田北２丁目19番７号
破産者　有限会社イサオ建設
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１５号
横浜市保土ケ谷区仏向町1291番地10
破産者　有限会社広川圧送
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９０号
長野県上田市別所温泉1631番地
破産者　株式会社ホテルたけや
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部